

令和7年度 本山町公共交通活性化支援委託業務 仕様書

1. 目的

令和5年3月に策定した本山町地域公共交通計画に則り、既存の公共交通網を構成する嶺北観光自動車の路線バスとコミュニティバスについて、運行経路及び運行ダイヤと地域の移動ニーズとの整合を図るための路線再編を行い、公共交通網そのものの利便性向上を図る。また、地域の公共交通情報をわかりやすくまとめた広報冊子の作成、おでかけイベントの開催等を通じて、公共交通網の利用促進に繋がる取り組みを強力に推進を行うことを目的とする。

2. 業務の名称

令和7年度 本山町公共交通活性化支援委託業務

3. 業務場所

本山町内

4. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月23日まで

5. 業務内容

①本町における公共交通網の路線再編による利便性向上の取り組み

- ・バス掲示物の作成
- ・お知らせチラシの作成
- ・汗見川方面の実証運行支援
- ・本山町西部方面の路線再編に係る調査、とりまとめ
- ・さくらバスの利用状況の整理・分析
- ・事業者との調整

②公共交通ガイド(時刻表冊子)作成

- ・編集デザイン、校正作業、印刷製本

③バスによるおでかけイベントの開催

- ・資料作成
- ・運行事業者、実施主体との調整
- ・開催当日の説明、開催支援

④地域公共交通会議の開催支援

- ・計画案のとりまとめ
- ・会議支援
- ・会議用資料、議事録の作成
- ・資料の印刷、送付

6. 成果物

- 1) 業務報告書（各種調査や業務に係る収集データ等のデータファイルを含む） 2部
- 2) 上記資料の電子データ（CD-R等） 1枚
- 3) 本山町公共交通ガイド：時刻表冊子（A5版カラー製本） 1000部
- 4) バス停掲示物（A3版カラー、耐水ラミネート加工）
幹線バスとフィーダーバスの接続向上お知らせ用、各バス停掲示物用

7. その他

- (1) 本業務の遂行に必要な打ち合わせは、原則として本山町内で実施する。また、打合せに要する旅費等の必要経費は、委託金額に含まれるものとする。打合せを行った場合は、その内容について議事録を作成し、本山町の確認を受けること。
- (2) 本業務の成果品に関する所有権及び著作権等一切の権利は、本山町に帰属するものとする。
- (3) 本業務の成果物は、画像等著作権上の権利関係の帰属を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任と費用負担において対応するものとし、本山町は責任を負わない。
- (4) 本業務により生じる全ての成果品を本山町の許可なく公表及び貸与してはならない。また、本業務実施により知り得た事項を第三者に漏洩し、又は開示してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項については、本山町の指示に従うこと。また本業務の実施につき疑義が生じた場合は、その都度協議を行う。